

(案)

薬生発●●第●号  
平成30年●月●日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長

平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施について

標記事業について、別紙「平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施要綱」のとおり定めることとしたので、御了知の上、事業を円滑に運用されたい。

# 【未定稿】

別 紙

## 平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施要綱

### 第 1 目的

平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業（以下「本事業」という。）は、厚生労働省が平成 27 年 10 月 23 日に公表した「患者のための薬局ビジョン」を推進することで、地域包括ケアシステムの中で、かかりつけ薬剤師・薬局が地域のチーム医療の一員として、服薬情報の一元的・継続的な把握や在宅での対応を含む薬学的管理・指導等の機能を果たすことを目的とする。

### 第 2 事業実施者

本事業の実施者は都道府県とする。ただし、都道府県は事業の一部を再委託することができる。

### 第 3 事業内容

#### 1 実施すべき事業について

本事業の実施者は、薬剤師・薬局のかかりつけ機能の強化のための事業（下記（1）①～④のいずれか 1 つ）を実施するとともに、事業を実施する前提として、地域の現状や課題を把握するための調査及び多職種（医師、歯科医師、看護師、介護職員、管理栄養士、理学／作業療法士等）、他機関との連携協議体等の場を作り、検討を行う。

その上で、

- 本事業の周知
- 本事業の成果の把握
- 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び成果等の情報発信
- 本事業の成果を活用した都道府県内における類似の取組の横展開を行う。

#### （1）事業の実施

事業実施者である都道府県が中心となり、以下の①～④の 4 つの事業の目

## 【未定稿】

的及び内容を参考に、地域の実情に応じた事業を選択し、その具体的な内容について実施計画書（任意様式）を策定し、計画に沿って本事業を実施すること。

事業の実施に際しては、（２）の連携協議体等における検討を踏まえ、地域の多職種、他機関等とも協力しながら実施すること。

### ① 多職種連携による薬局の在宅医療サービス等の推進事業

#### <目的>

「患者のための薬局ビジョン」の「第２の１ かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき機能」の「（４）かかりつけ薬剤師・薬局が持つべき３つの機能」の項などの記載を踏まえ、かかりつけ薬剤師・薬局が、かかりつけ医を中心に多職種連携（訪問看護師、介護支援相談員、地域包括支援センターの職員、管理栄養士等）を行いつつ、患者の服薬情報・副作用等の情報連携や在宅医療サービス等を提供する取組等を推進する。

#### <内容>

地域包括ケアシステムの現状を踏まえ、患者や多職種からの在宅・外来医療における薬物療法に関する相談、在宅訪問の求めに応じる体制を地域において確保すること。

特に、在宅訪問等により患者の服薬状況のフォローアップを行い、患者の服薬アドヒアランスの向上、重複投薬や不適切な多剤投薬・長期投薬を減らすための取組を行うなど、薬剤師の専門性を発揮し、医薬品の適正使用に積極的に関わる取組を実施すること。

例えば、患者の服薬情報・副作用等の発現状況等について処方医を含む多職種（訪問看護師、介護支援相談員、地域包括支援センターの職員、管理栄養士等）と情報連携を行うことや、将来的な在宅医療等の需要も踏まえ、在宅医療等を受ける患者からの調剤や薬学的管理への希望に応えることができる体制を構築するため、地域内の薬局が協力して、医薬品や衛生材料等の在庫の確保、休日・夜間の対応等を行う仕組みを構築することが考えられる。

## 【未定稿】

### ② ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業

#### <目的>

「患者のための薬局ビジョン」の「第3の2 ICTを活用した服薬情報の一元的・継続的把握の推進」の「(2) 電子版お薬手帳の活用推進」の項、「電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討事業報告書<sup>※</sup>」の「2. 検討内容」の「(5) 電子版お薬手帳に期待される健康サポート機能」の項の記載を踏まえ、電子版お薬手帳を含めたICTの活用を地域の中で推進し、様々な健康情報（食事・運動情報等を含む）と服薬情報等をリンクさせるなど一元管理し、自らの健康管理に役立てるとともに、医薬関係者と服薬情報等を共有することにより、電子版お薬手帳を含めたICTを活用した総合的な健康サポート機能を充実させる。

(※) <http://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11120000-Iyakushokuhinkyoku/honbun.pdf>

#### <内容>

地域住民、医薬関係者に対して電子版お薬手帳を含めたICTの活用の普及のための取組を推進すること。

例えば、地域医療情報連携ネットワークで共有される診断情報・検査情報も含めた患者情報と電子版お薬手帳に掲載される情報の連携を推進し、薬局において、これらの情報を活用し、患者の薬物療法の有効性・安全性の向上につながる取組を実施することが考えられる。

また、様々な健康情報の一元管理のためのツールとして電子版お薬手帳を含めたICTを活用することで、かかりつけ薬剤師・薬局だけでなく多職種（医師、歯科医師、看護師、管理栄養士等）が連携した地域における健康サポートの取組を推進することなども考えられる。

### ③ 薬局・薬剤師による健康サポート推進事業

#### <目的>

「患者のための薬局ビジョン」の「第2の1 かかりつけ薬剤師・薬局がもつべき機能」の「(5) 患者等のニーズに応じて強化・充実すべき2つの機能」の「①健康サポート機能」の項などの記載を踏まえ、健康サポート機能を有する薬局の取組を推進するため、多様な機関、多職種との連

## 【未定稿】

携や「お薬・健康相談」などを実施する。

<内容>

地域住民による主体的な健康の保持増進を積極的に支援する機能を備えた「健康サポート薬局」の取組を推進するため、医薬品等の安全かつ適正な使用に関する助言や健康の維持・増進に関する相談を受け付け、必要に応じて、かかりつけ医をはじめ適切な専門職種や関係機関を紹介すること等を行う「お薬・健康相談」などを実施すること。

この際、単に「お薬・健康相談」を薬局外で実施するだけの取組は認められず、各薬局が、日頃から地域住民に対する健康サポートを実施する場となるよう、「お薬・健康相談」の内容や結果から把握した地域の特性を踏まえ、地域住民・患者からの相談対応体制や医薬品、介護用品及び特別用途食品等の供給機能など、地域全体で健康サポートの機能の強化につながる取組も行うこと。併せて、医薬品の安全使用や、かかりつけ薬剤師・薬局の意義・役割を説明することにより、その普及に努めること。例えば、地域の保険者と連携し、特定健診や特定保健指導等を推進する取組等も考えられる。

#### ④ 薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等の地域連携を担う人材育成事業

<目的>

「患者のための薬局ビジョン」の「第2の1 かかりつけ薬剤師・薬局がもつべき機能」の「（5）患者等のニーズに応じて強化・充実すべき2つの機能」の「②高度薬学管理機能」項などの記載を踏まえ、薬局薬剤師が医療機関において（又は病院薬剤師が薬局において）研修を行うことなどにより、地域におけるチーム医療の一員として必要な知見や能力を充実・強化させ、薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等を含む地域における在宅医療や外来化学療法等に係る人材を育成する。

<内容>

薬局と医療機関が連携して、地域におけるチーム医療の一員として必要な知見や能力を充実・強化させるための研修を相互に実施することで、地域における在宅医療や外来化学療法等に係る薬剤師の育成を進めること。

## 【未定稿】

例えば、医療機関において医師をはじめとする多職種がどのように連携し、患者の治療を行っているのか、薬局において処方箋に記載された情報及び患者から収集した情報を基にどのように調剤や服薬指導等を実施しているのか等について、薬局薬剤師及び病院薬剤師が理解できる研修を行うこと。

また、当該取組を通じて、薬局薬剤師及び病院薬剤師が患者の診療情報や検査値等の情報を共有することの重要性を認識し、薬物療法に関して薬剤師が中心となって、入退院時に医療機関と薬局の間で患者の服薬情報等の情報共有・連携の仕組みを検討することも重要であること。この際、かかりつけ薬剤師・薬局単独での対応が困難な高度な薬学的管理や特殊な薬剤の調剤を必要とする患者への対応について、医療機関と密接な関係を構築し、専門薬剤師等を配置している薬局がかかりつけ薬剤師・薬局を支援する仕組みの構築も有用と考えられる。

### (2) 多職種、他機関との連携協議体等の構築

#### <目的>

事業を実施する前提として、事業実施者である都道府県が中心となり、地域の現状及び課題の把握、並びに、多職種、他機関との連携協議体等の場における検討を実施することにより、その地域の特性等に応じた地域の薬局同士の連携や薬局と地域の医療・介護関係機関との連携を推進し、地域におけるかかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化する。

#### <内容>

かかりつけ薬剤師・薬局の機能を強化するため、事業実施者である都道府県が中心となり、以下の取組を実施する。

#### ① 地域の現状及び課題を把握するための調査の実施

地域における医療需要の動向、医療提供体制（薬剤師の人数、薬局数を含む）の実態把握、医療・介護連携の取組等に関する調査により、薬剤師・薬局が他の医療職、介護職と適切に連携し、地域包括ケアシステムにおいてその機能を発揮するための課題（地域における調剤応需体制の確保等）を把握すること。

#### ② 多職種、他機関との連携協議体等の構築

## 【未定稿】

多職種、他機関との連携協議体等の場を構築し、①により把握した地域の課題等を解決するための検討を行い、実施予定の事業の内容に適切に反映させるとともに、本事業の周知方法、本事業の成果を活用した都道府県内における類似の取組の横展開の方法等についても検討すること。

なお、「連携協議体等の場」として、新たな組織を設置せず、既存の連携協議体（例えば、地域包括支援センター等が主催し、医療、介護等の多職種が協働している地域ケア会議等）を活用しても差し支えない。また、事業を実施する地域の市町村と情報共有を行い、必要に応じて協力を求めるなど、該当市町村と連携して事業を実施することが望ましい。

その他、かかりつけ薬剤師・薬局の推進、機能強化のための取組として、地域の住民・患者等に対してかかりつけ薬剤師・薬局の役割を広く周知するため、かかりつけ薬剤師・薬局を選んでいない患者に対して、その意義・役割や適切な選び方を説明するなど、かかりつけ薬剤師・薬局を選ぶよう促す方策についての検討に努めること。また、かかりつけ薬剤師・薬局以外で薬剤が交付された場合に、かかりつけ薬剤師・薬局における服薬情報の一元的・継続的把握等が可能となるよう、適切な協力体制を構築することも重要であること。

### （３）本事業の実施の周知

本事業の実施にあたっては、（１）の連携協議体等における検討を踏まえ、地域の多職種、他機関、関連市町村等とも連携し、地域の広報誌、ホームページ等を十分に活用するとともに、各種の報道機関等に対しても資料を提供すること等により協力を求め、地域住民等に対し効果的に本事業を周知すること。

### （４）本事業の実施の成果の把握

本事業の実施にあたっては、あらかじめ評価指標を設定し、各事業に応じた取組の成果を把握し、薬局における取組が事業実施前と比較して、患者や地域住民にとって効果があったことが示されるようにすること。なお、評価指標については、説明会や研修等の開催や参加人数のみとせず、患者の行動や医学・薬学的な評価等を把握するようにすること。

## 【未定稿】

例) ・ かかりつけ薬剤師・薬局を選択した患者数の変化

- ・ 在宅における残薬の管理や不適切な多剤投薬の整理に関する成果（処方提案、処方変更数等）
- ・ 電子版お薬手帳や医療情報連携ネットワークに対応した薬局・医療機関数の増加
- ・ お薬・健康相談による新規検診受診者数、受診勧奨患者数
- ・ 健康サポート薬局の新規届出数 等

(5) 本事業の（中間及び最終）報告書の作成及び実施成果等の情報発信

年度途中に、厚生労働省が定める様式により中間報告書を作成し、提出すること。

また、本事業の実施後、事業の内容、効果及び今後横展開していくための方策、課題や改善点を含んだ最終報告書（任意様式）を作成すること。さらに、事業の実施成果等について、以下のような方法で情報発信すること。情報発信の時期については平成 31 年度以降に行うことになっても差し支えないが、その際は、実施予定の情報発信の内容を報告書に記載すること。

- ・ 報告書のホームページへの掲載等による情報発信
- ・ 地域の薬剤師会等の研修会での発表、広報誌への掲載
- ・ 医学薬学等に関する学会における発表や学术论文の投稿

(6) 本事業の成果を活用した類似の取組の横展開

本事業の実施後、都道府県内で同様の課題を有している他の地域において、類似の取組を実施し、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の強化を推進すること。また、他の都道府県等からの求めに応じて、本事業の成果・知見等を提供すること。

さらに、事例の横展開を促す資料として公表・活用することを目的に、第 3 の 1 (5) で定める最終報告書において、事業内容と成果をまとめた資料（パワーポイントスライド 1 枚）を併せて提出すること。

## 2 留意事項について

本事業の実施者は、以下の点に留意して事業を行うこと。



## 【未定稿】

- (1) 本事業は、「患者のための薬局ビジョン」、「電子版お薬手帳の適切な推進に向けた調査検討事業報告書」等厚生労働省の施策を踏まえた事業を実施すること。また、単に形式的な窓口の設置、各事業に関する研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業とならないよう、地域における課題を踏まえた実効性のある取組を行うこと。
- (2) 本事業において、診断、医学管理等の医行為に係る事業を行わないこと。
- (3) 本事業は、従前に行われているような取組ではなく、地域において先行的な取組などのモデルとなる事業を実施することを求めるものであるため、在宅業務、残薬管理、電子版お薬手帳等の既に調剤報酬で評価されている業務に関する事業を行う場合は、単にその地域でこれらの取組が実施されていないことを理由にするのではなく、既存の業務を実施する際の課題、本事業により当該課題にどのように対応するのか等を具体的に明記すること。
- (4) 本事業の実施期間中、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の求めに応じて、事業の進捗状況等を報告すること。また、事業の実施状況に関して厚生労働省が確認を行う場合があるため、その際には協力すること。
- (5) かかりつけ薬剤師・薬局を推進する先進・優良事例の取組について情報共有等を促すため、地域ブロックごとの協議会を年1回程度開催する予定であるため、参加及び協力すること。

### 第4 その他の事務手続きについて

- 1 上記第3 1 (1) で作成した実施計画書については、平成30年度患者のための薬局ビジョン推進事業委託費交付要綱（以下「交付要綱」という。）で定める事業計画書に添付すること。
- 2 上記第3 1 (5) で作成した報告書については、交付要綱で定める実績報告書に添付すること。

## 【未定稿】

- 3 本事業の実施に際し、疑義が生じた場合には、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課と相談すること。

### 第5 実施期間

本事業の実施期間は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日とし、事業終了予定期日は、当該年度の3月31日までの日とする。

### 第6 経費負担等

国は予算の範囲内で、交付要綱により交付するものとする。

### 第7 適用時期

この要綱は、平成30年●月●日より適用する。

# (案)

事務連絡  
平成 30 年〇月〇日

都道府県衛生主管部（局）薬務主管課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

## 平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業について

平素から薬事行政の推進につきまして、多大なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

平成 30 年度の予算事業として、患者のための薬局ビジョン推進事業（以下「本事業」という。）を行う予定であり、本日、「平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業の実施について」（平成 30 年●月●日薬生発●●第●号厚生労働省医薬・生活衛生局長通知）において実施要綱を示したところです。つきましては、下記に従い、期限内に事業応募書等の提出をお願いいたします。

なお、御不明な点等がございましたら、【提出先・照会先】まで御照会下さい。

## 記

### 1. 提出書類等

#### (1) 提出書類、部数及び提出方法

書面により、以下のア～オを各 1 部、厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事務担当者へ提出してください（郵送）。

また、ア～オの電子媒体を厚生労働省医薬・生活衛生局総務課の事業内容担当者へ提出してください（メール）。

複数の事業に応募する際は、実施要綱第 3 の 1 (1) ①～④のメニューごとにア～オの提出書類一式を作成してください。

ア 事業応募書

イ 平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業実施計画書（案）

ウ 平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業積算内訳書（案）

エ イの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

オ ウの応募者が特定できる部分を黒塗りしたもの

※申請者欄だけでなく、都道府県名や地域名等の応募者を特定可能な情報は全て黒塗りしてください。

# 【未定稿】

## (2) 提出期限

平成 30 年 3 月●日 (●) 必着

## 2. 交付予定額

以下の事業ごとの各金額を目安に、交付要綱に基づき決定された金額を交付します。

- ① 多職種連携による薬局の在宅医療サービス等の推進事業  
5,000千円
- ② ICTを活用した地域の先進的な健康サポート推進事業  
10,000千円
- ③ 薬局・薬剤師による健康サポート推進事業  
5,000千円
- ④ 薬局薬剤師と病院薬剤師の連携（薬薬連携）等の地域連携を担う人材育成事業  
5,000千円

## 3. 応募事業の審査

本事業の採択については、医薬・生活衛生局総務課において、応募要件に該当する旨を確認した後、当省に設置する平成 30 年度患者のための薬局ビジョン推進事業選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）の意見を聴いて定めた審査基準に基づき、審査委員会が以下の審査手順により、事業ごとにそれぞれ 7 都道府県を目安として採択します。

審査は非公開で行い、その経緯は通知いたしません。なお、提出された応募書等の審査資料は、返却いたしませんので御了承ください。

### (1) 審査手順

#### ア 書類審査

審査委員会により、3.(2)の審査項目に基づき書類審査を実施します（提出書類については、1.(1)の提出書類、部数及び提出方法を参照してください。）。

#### イ ヒアリング審査

必要に応じて、審査委員会により、都道府県に対してヒアリング審査を実施します。

#### ウ 最終審査

書類審査及びヒアリング審査における評価を踏まえ、審査委員会において最終審査を実施し、事業を採択します。

## 【未定稿】

### (2) 審査項目

以下のア～ウの事項において、総合的に優れている事業を採択します。

#### ア 応募者の実施体制について

- ・ 本事業終了後、独自で事業の継続を行うための体制を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 前年度の患者のための薬局ビジョン推進事業に採択された都道府県においては、「前年度に採択された内容をどのように継続していくか」について、明確かつ具体的に示しているか。

#### イ 実施予定の事業内容について

- ・ 「患者のための薬局ビジョン」等の厚生労働省の施策及び個別の事業の目的に即しているか。
- ・ 実施予定の事業スケジュールは実現可能なものとなっているか。
- ・ 事業実施者として、都道府県衛生主管部（局）薬務主管課は「地域の現状や課題を把握するための調査及び連携協議体等の場の構築をどのように行うのか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「地域におけるこれまでの現状や課題を踏まえて事業を通じてどのように当該課題に取り組むか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「既存の薬剤師・薬局の業務に比べ、どれだけ先進的な取組を行う事業であるか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 単に形式的な窓口の設置、各事業に関する研修会の実施及び啓発資材の配布のみの事業ではなく、「事業実施地域において事業後も継続的にかかりつけ薬剤師・薬局としての機能の向上効果が期待できるか」ということを明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「事業内容が地域の医療提供体制の確保にもたらした効果や事業内容に対する地域の住民・関連団体からの評価を事業の実施成果としてどのように把握するか」について、評価できる指標を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「次年度以降、事業実施都道府県内において、どのように広く事業展開していくか」ということを明確かつ具体的に示しているか。

#### ウ 事業の周知方法及び成果等の情報発信について

- ・ 「事業の実施に際して、地域の医療関係者、住民等に対し、どのように事業を広く周知するか」を明確かつ具体的に示しているか。
- ・ 「事業の実施成果について、他の都道府県や関連団体等が類似の取組を実施可能となるよう、どのように広く情報発信を行うか」を明確かつ具体的に示しているか。

## 【未定稿】

### (3) 審査結果の通知等

審査結果については、審査委員会における最終審査が終了次第、速やかに応募した都道府県に対して通知する予定です。なお、本審査による採択については、予算が成立しなかった際は無効となります。

## 4. 留意事項

(1) 本事業の事業応募書等の作成にあたっては、別添の交付要綱及び実施要綱を参照してください。

(2) 積算内訳書（案）について、「備品費」は、賃借が不可能な場合や賃借よりも購入の方が安価な場合等の特段の事情がある場合のみ計上することができます。

また、計上する場合には、個別の品目名を記載してください。

(3) 事業の一部を再委託する場合には、再委託先の積算内訳を明確にすること。また積算根拠については事前に確認する場合がありますので、可能な範囲で詳細に記載すること。

(4) 本事業の開始日は基準額通知の発出日以降の実際に事業を開始する日となり、本事務連絡で依頼する事業応募書等の作成のために支出した経費は補助の対象外となるので、留意してください。

(5) 本事業は、原則精算払いとなるので、留意してください。

## 5. 今後のスケジュール（案）

3月下旬 各都道府県からの提出締め切り

※応募書の提出を予定する場合は、その旨について、2月中に事業内容担当宛連絡（電話、FAX、メール等）をお願いします。

4月下旬 国において審査、採択・不採択の連絡

5月中旬 国から基準額通知の発出（内示）

※当該通知発出日以降に、事業の開始が可能となります。

6月中旬 交付申請書の締め切り

9月下旬 交付決定

## 【提出先・照会先】

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局総務課

手続担当：〇〇（内線〇〇）@mhlw.go.jp

事業内容担当：〇〇（内線〇〇）@mhlw.go.jp